

広告・情報提供について

患者に対する説明等について

○ 医療法の規定

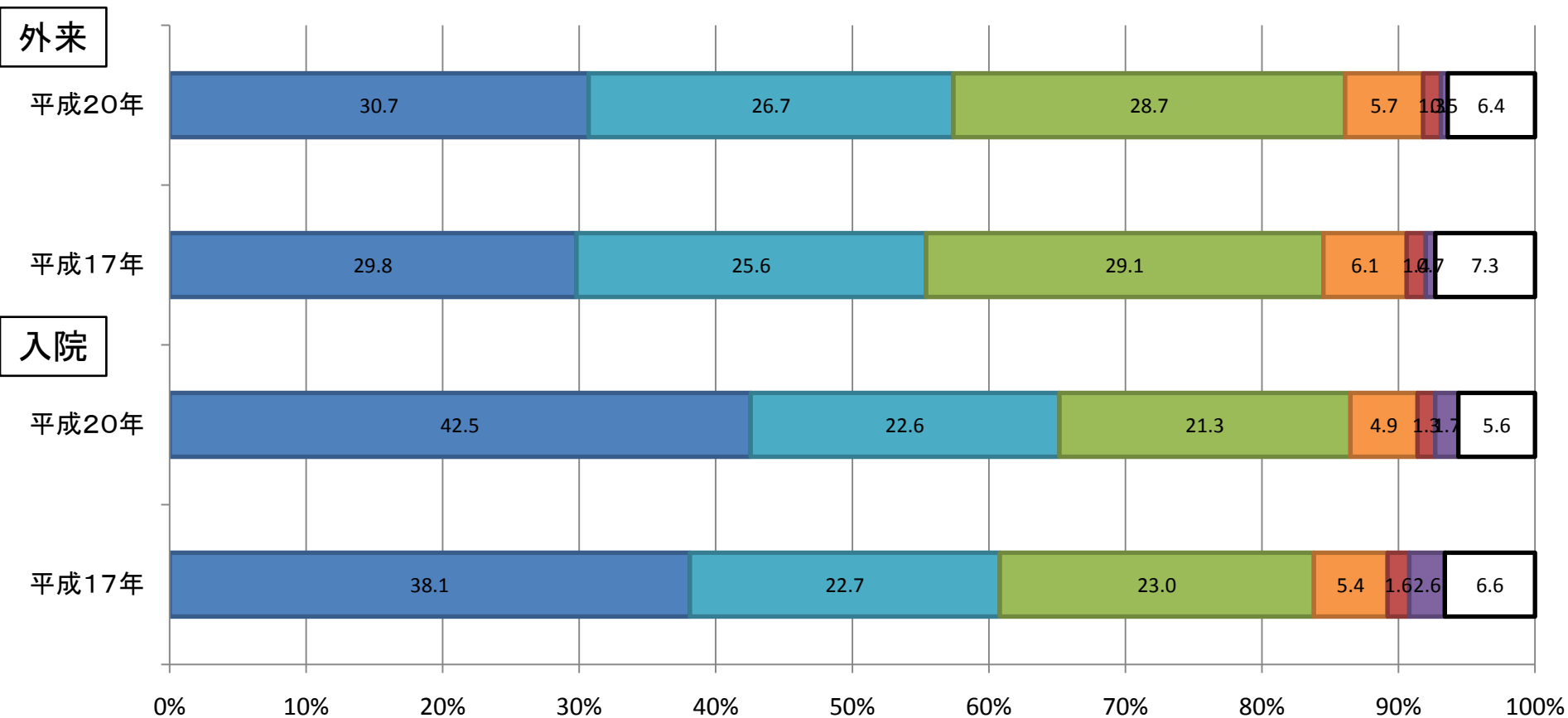
- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等は、適切な説明を行い、患者の理解を得るよう努めるべき(第1条の4第1項。平成9年改正。)
- ・ 患者の入院時に、担当する医師又は歯科医師の氏名、入院の原因となった傷病名、入院中の治療計画などを記載した計画書の作成、交付、説明を行うべき(第6条の4第1項。平成18年改正。)

○ 診療情報の提供等に関する指針(厚生労働省医政局長通知)

- ・ 医療従事者は、原則として、診療中の患者に対して、次に掲げる事項等について丁寧に説明しなければならない。
 - ①現在の症状及び診断病名
 - ②予後
 - ③処置及び治療の方針
 - ④処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用
 - ⑤代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失
 - ⑥手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
 - ⑦治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合には、その旨及び目的の内容

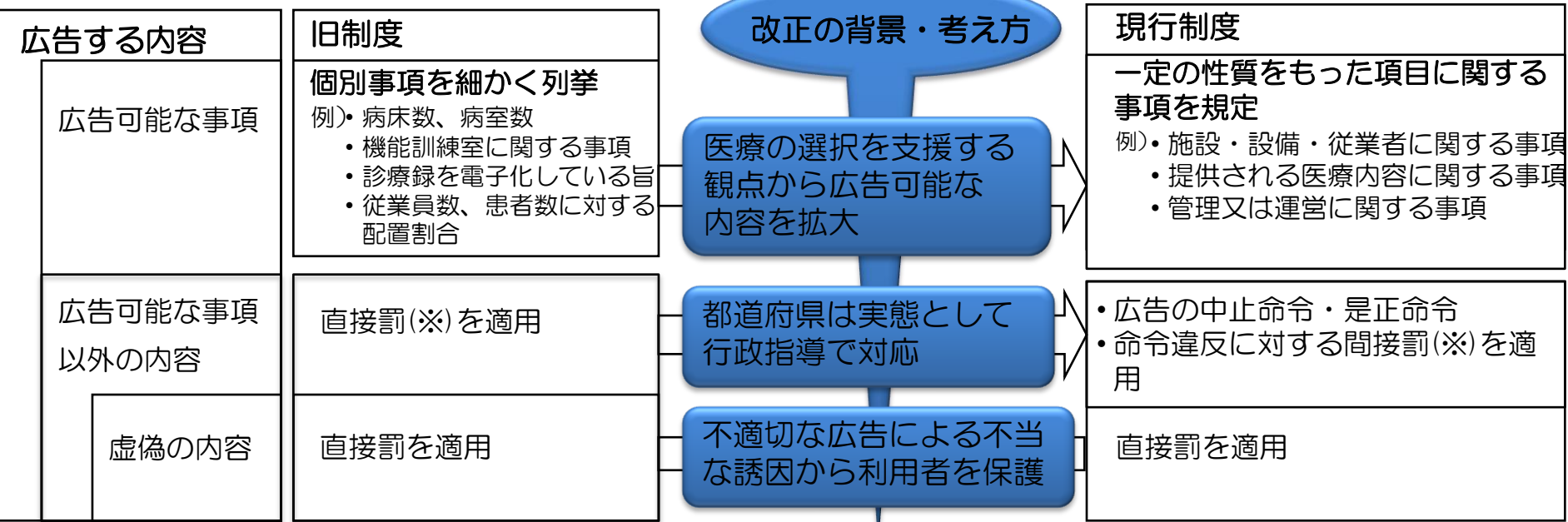
医師との対話に対する満足度

平成20年受療行動調査によると、医師との対話に対する満足度は、外来57.4%（平成17年：55.4%）、入院65.1%（平成17年：60.8%）となっている。



医療法に基づく広告規制について（平成19年4月～）

- 広告規制制度における広告可能な事項の規定方式について、従来の個別事項を細かく列挙する方式を改め、一定の性質をもった項目群ごとに、「〇〇に関する事項」というように包括的に規定する方式に改正
⇒広告規制の大幅な緩和
- 広告可能な事項以外の内容を広告した場合の対応について、直接罰方式から間接罰方式へと改正



※・・・6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

【緩和された広告の例】

- ◆医療従事者の専門性
- ◆施設や医療従事者等の写真、映像
- ◆治療方針
- ◆治験薬の一般名・開発コード
- ◆提供している診療・治療内容のわかりやすい提示
- ◆医療機器に関する事項
- 等

（※ただし、法令及びガイドラインに沿った内容でなければならない）

標榜診療科名について（病院・診療所）平成20年4月～

①単独で標榜可能な診療科名

内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科（産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科（放射線治療科、放射線診断科）、病理診断科、臨床検査科、救急科

②①の診療科名と組み合わせで用いることができるもの

区分	施行令	施行規則
(a) 身体や臓器の名称	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌、代謝	頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳、脂質代謝
(b) 患者の年齢、性別等の特性	男性、女性、小児、老人	周産期、新生児、児童、思春期、老年、高齢者
(c) 診療方法の名称	整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療、疼痛緩和	漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア、ペインクリニック
(d) 患者の症状、疾患の名称	感染症、腫瘍、糖尿病、アレルギー疾患	性感染症、がん

※【組み合わせのルール】

- ・(a)～(d)の異なる区分の語句はそのままつなげて使用することができる。
- ・(a)～(d)で同じ区分の語句を使用する場合は、「・」などで区切る必要がある。

※不合理な組み合わせ(③)は不可。

③ 不合理な組み合わせとなる名称

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形又は形成
外科	心療
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年又は高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳
産婦人科	男性、小児、児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓

医療機能情報提供制度について(平成19年4月～)

病院等に対して、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度（薬局についても同様の制度あり）

創設前

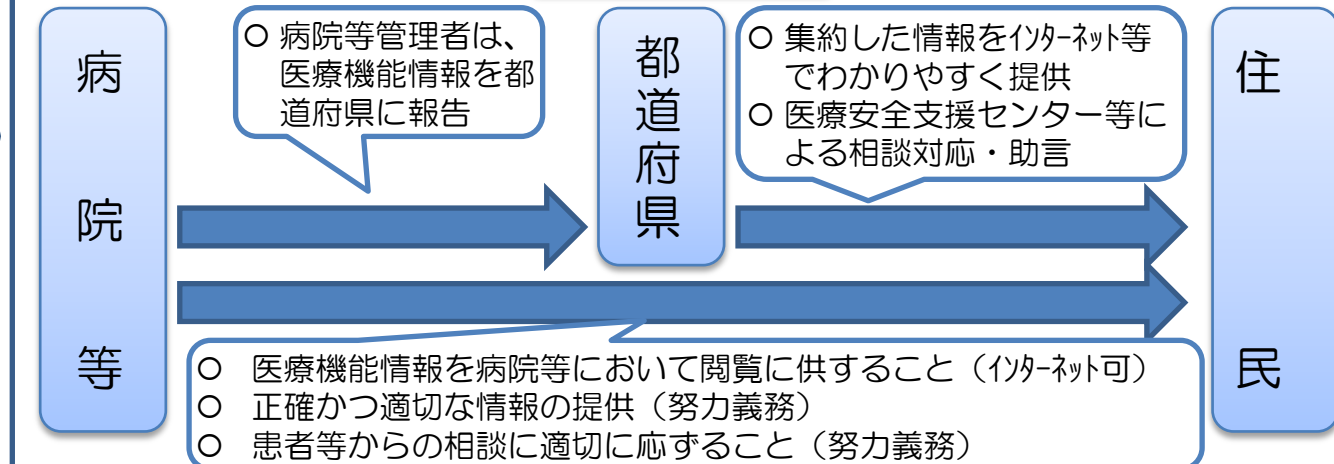
〔病院等に関する情報を入手する手段〕

- 病院等の広告
- インターネット等による広報
※ 病院等からの任意情報
- 院内掲示 等

〔視点〕

- ① 必要な情報は一律提供
- ② 情報を集約化
- ③ 客観的な情報をわかりやすく提供
- ④ 相談助言機能の充実

現行制度



〔医療機能情報の具体例〕

- ① **管理・運営・サービス等に関する事項**（基本情報（診療科目、診療日、診療時間、病床数等）、アクセス方法、外国語対応、費用負担等）
- ② **提供サービスや医療連携体制に関する事項**（専門医（広告可能なもの）、保有設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、クリティカルパス実施、地域医療連携体制等）
- ③ **医療の実績、結果等に関する事項**（医療安全対策、院内感染対策、診療情報管理体制、治療結果分析の有無、患者数、平均在院日数等）

医療の質の評価・公表について

医療の質に対する関心の高まり

近年、医療技術の高度化・複雑化に伴い、ガイドラインや根拠に基づく医療（EBM）など、医療の質を測定・評価する考え方が広がる一方で、患者や国民の意識の変化から、医療の質への関心が高まり、医療の質の向上及び質に関する情報の公表が求められている。

公表にあたり指摘されている主な課題

医療の質に関する情報の公表については、社会の関心が高いものの、以下のような慎重な意見もある。

- 指標を選定するにあたり、患者の重症度や年齢等を考慮する必要があるのではないか。
- 数値の公表により、患者が数値のみに惑わされるのではないか。
- 重症患者の多い病院の治療結果の数値が悪くなるため、重症患者の受入拒否へつながるのではないか。

どのような指標を用いて、どのようなやり方で公表するかについて、
医学的・社会的観点から総合的に検討する必要がある。

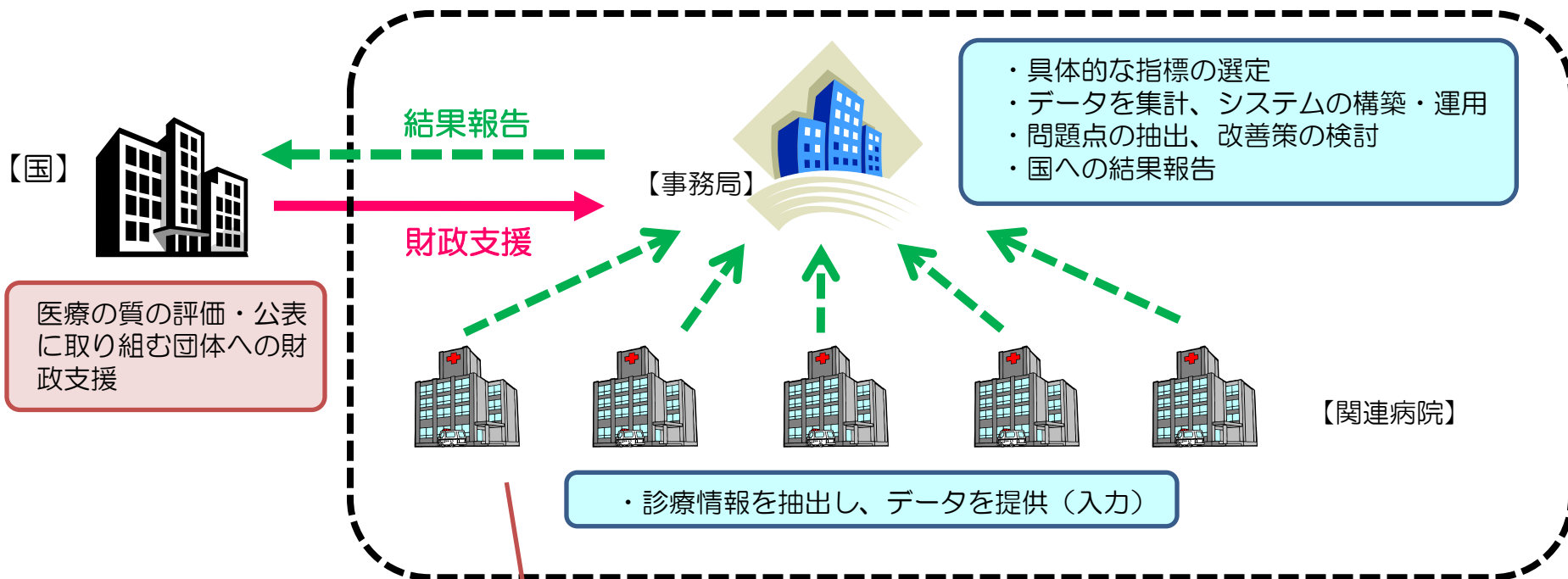
医療の質の評価・公表等推進事業

関心の高い特定の医療分野や患者満足度について、モデル的に医療の質の評価・公表を実施し、その結果をふまえて問題点等を検証する。

医療の質の評価・公表等推進事業

アウトカム指標やプロセス指標などの臨床指標を用いて医療の質の評価・公表を行う団体を支援するため、平成22年度の新規予算事業として「医療の質の評価・公表等推進事業」を開始

【医療の質の評価・公表に取り組む団体】



実施団体（平成22年度）

- ・社団法人 全日本病院協会
- ・社団法人 日本病院会
- ・独立行政法人 国立病院機構

※10団体からの応募があり、「評価会議」において選定

EBM (Evidence based Medicine: 根拠に基づく医療)の推進方策について

- 「根拠に基づく医療」(Evidence Based Medicine: 以下「EBM」※という。)を推進することにより、経験の浅い医師や医学雑誌等の情報の入手が難しい遠隔地に勤務する医師等が、最新かつ最適な情報に基づく治療法等の情報を活用でき、それによって医療の質向上等の効果が期待されている。
- また、患者にとっても治療法等の拠り所となる科学的な根拠が明示されるため、自分の病気を十分に理解し、治療法等の選択・インフォームドコンセントの実践が可能となる。
- 診療ガイドラインの作成支援等は、EBMの推進に資するものである。

(財)日本医療機能評価機構において、学会等で作成された診療ガイドラインについて、科学的合理性等の観点から選定・データベース化し、平成16年5月からは医療情報サービス『Minds(マインズ)』のホームページ上にて、医療提供者や患者・国民に情報提供する事業を実施している。

現在『Minds』のホームページに掲載されている診療ガイドラインは以下のとおり。

(五十音順)

医療提供者向け		※ ◎は一般向けを掲載済み		一般(患者・国民)向け
掲載済み:64				掲載済み:14
アキレス腱断裂	アルツハイマー病	◎アレルギー性鼻炎	◎胃潰瘍	アレルギー性鼻炎
◎胃がん	胃がん検診	インプラント画像診断	潰瘍性大腸炎	胃潰瘍
◎カンガルーケア	肝がん	◎急性心筋梗塞	急性膵炎	胃がん
急性胆道炎	虚血性心疾患	◎クモ膜下出血	頸椎後縦靭帯骨化症	カンガルーケア
頸椎症性脊髄症	◎健康診査の健診項目	高血圧	骨・関節術後感染	急性心筋梗塞
骨粗鬆症	CKD(慢性腎臓病)	子宮頸癌	子宮頸がん検診	クモ膜下出血
子宮体がん	歯周治療(糖尿病患者)	周産期ド・マスティック・パ イオリス	小児急性中耳炎	健康診査の健診項目
上腕骨外側上顆炎	褥瘡	食道がん	腎がん	喘息
膵がん	前十字靭帯(ACL)損傷	◎喘息	前立腺がん	前立腺肥大症
前立腺がん検診	◎前立腺肥大症	大腿骨頸部/転子部骨折	◎大腸がん	大腸がん
大腸がん検診	胆道癌	糖尿病	特発性正常圧水頭症	尿失禁
軟部腫瘍	乳がん	◎尿失禁	尿路結石症	脳梗塞
妊娠出産ケア	◎脳梗塞	脳出血	肺がん	白内障
肺がん検診	◎白内障	歯の欠損の補綴	皮膚悪性腫瘍	慢性頭痛
不整脈	変形性股関節症	慢性心不全	◎慢性頭痛	
有床義歯補綴	腰椎椎間板ヘルニア	腰痛	卵巣がん	

※EBMとは:「診ている患者の臨床上の疑問点に関して、医師が関連文献等を検索し、それらを批判的に吟味した上で患者への適用の妥当性を評価し、さらに患者の価値観や意向を考慮した上で臨床判断を下し、専門技能を活用して医療を行うこと」と定義できる実践的な手法(「医療技術評価推進検討会」報告書より)

情報提供・広告に関する論点

- 1 広告可能事項の範囲やその内容について、患者・国民の選択を支援する観点から、どのような改善が考えられるのか。
- 2 病院のホームページの記載等については、医療法上広告ではなく、患者自らのアクセスに対する情報提供として取り扱っているが、誤った情報が長期間更新されていない、不正確な情報が記載されるなどの事例が指摘されることがある。これらに対してどのような対応が考えられるか。
- 3 患者にとって有益な情報を容易に得られる医療機能情報提供制度とするため、今後どのように制度を改善すべきか。また、医療の実績情報(アウトカム指標)の公表の在り方について、どのように考えるのか。